|  |
| --- |
| 指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書小慢年　　月　　日三重県知事　宛て医療機関開設者〒住所名称職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　下記のとおり、児童福祉法（平成２２年法律第１６４号）第１９条の９第１項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請をします。　　　　　　なお、申請に当たり、裏面に掲げる同法第１９条の９第２項各号の規定に該当しないことを誓約します。（役員含む。） |
| 保険医療機関等 | 区分（該当するものに○） | １　病院 　　 ２　診療所 　　 ３　薬局　　 ４　訪問看護 |
| （ふりがな）名称 |  |
| 所在地 | 〒　　　　－三重県 |
| 電話番号 |  |
| コード※１ | **２** | **４** |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 開設者 | 住所 |  |
| 名称 |  |
| 職名・氏名 |  |
| 標榜している診療科目（医療機関のみ記載） |  |
| 指定訪問看護事業者の指定年月日（訪問看護事業者のみ記載） | 健康保険 | 年　　　月　　　日 |
| 役員の職名及び氏名（開設者が法人の場合）※２ | 職名 | 氏名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| ※１　医療機関の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコードを記載してください。※２　記載欄が不足する場合は、「別添のとおり」と記載し、役員名簿を添付してください。 |

第１９条の９　　第６条の２第２項の指定（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は薬局の開設者の申請があつたものについて行う。

**児童福祉法（抄）**

（裏面）

**２　　都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。**

**１　申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。**

**２　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。**

**３　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。**

**４　申請者が、第１９条の１８の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があつた日前６０日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前６０日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。**

**５　申請者が、第１９条の１８の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があつた日（第７号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第１９条の１５の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。**

**６　申請者が、第１９条の１６第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第１９条の１８の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第１９条の１５の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。**

**７　第５号に規定する期間内に第１９条の１５の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前６０日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。**

**８　申請者が、前項の申請前５年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。**

**９　申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。**

**１０　申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第８号までのいずれかに該当する者であるとき**。

３　都道府県知事は、第１項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしないことができる。

１　当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第６３条第３項第１号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

２　当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第１９条の１３の規定による指導又は第１９条の１７第１項の規定による勧告を受けたものであるとき。

３　申請者が、第１９条の１７第３項の規定による命令に従わないものであるとき。

４　前３号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定小児慢性特定疾病医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。